

ならけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん まえだおししきゅう 奈良県高校生等奨学給付金～前倒し支給～

令和4年度に入学された
新入生が対象

今回はこちらの制度



高校生等奨学給付金



- 奈良県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる非課税世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の奨学給付金を支給しています。
- 特に負担の多い新入学の時期に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し奨学給付金の一部(4月～6月分相当額)の前倒し支給を行います。
- 残りの4分の3の額を受給するためには、7月にもう一度申請手続きが必要です。

※一度の申請で、年額を支給されたい場合は、7月に通常分の申請をしてください。

対象者

令和4年4月1日現在の状況が以下に当てはまるのが条件になります。

- ・令和3年度(令和2年)分の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税(0円)であること、または生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ・保護者等が奈良県内に住所を有している
※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県で申請してください。
- ・高校生等が国公立の学校等に在学していること(令和4年度の入学者であること)
- ・高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者

※均等割は0円でなくても
対象となります

- 注 意 事 項
- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
 - ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
 - ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。
 - ※1人の高校生に対し、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額 (4分の1)

世帯区分		前倒し支給 (今回支給額)	7月以降 給付予定額	年額予定額
生活保護(生業扶助)受給世帯		8,075円	24,225円	32,300円
非課税世帯	第一子	28,525円	85,575円	114,100円
	第二子以降※	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制・専攻科	12,625円	37,875円	50,500円

※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等

※支給額は、令和4年2月末時点の予定額であり、奈良県令和4年度当初予算の成立によって確定します。

提出先 問合せ先

在学する高等学校の事務室等

申請書は県のホームページからもダウンロード可能です。

※4月1日以降の申請です。

奈良県 奨学給付金

検索



奨学給付金～前倒し支給～Q&A



前倒し支給の申請をすれば、残りの額は自動的にもらえますか？
7月申請時には、4月申請と同じ書類を提出するのですか？

【回答】

もう一度申請をする必要があり、自動的ににはもらえません。

前倒し支給では、令和3年度の課税状況等により審査しますが、
7月の申請では、令和4年度の課税状況等であらためて審査します。

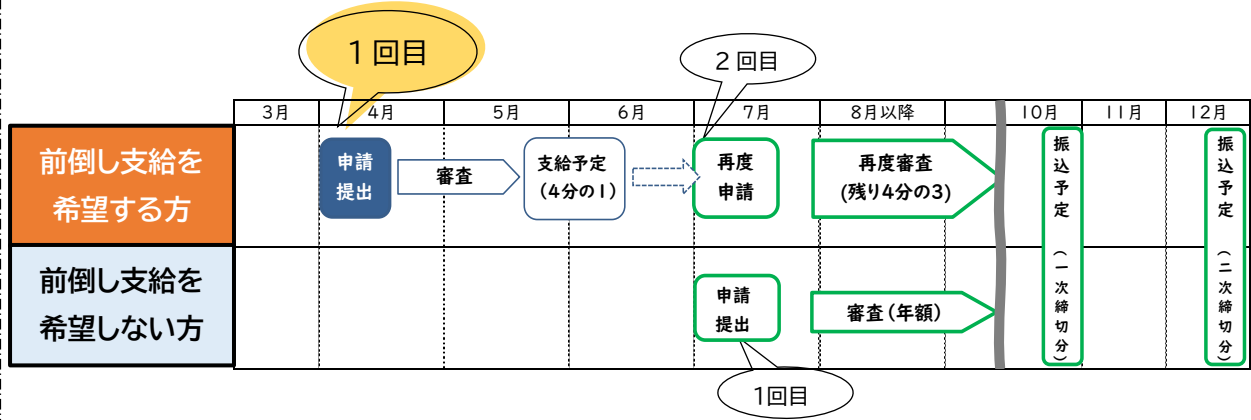
そのため、7月に残り4分の3額の支給を希望される場合、
生活保護(生業扶助)受給証明書については、令和4年7月1日以降発行の書類
課税証明書については、令和4年度(令和3年分)の課税(非課税)証明書
その他の書類についても、令和4年7月1日以降の日付で情報を更新し書類を提出していただくことになります。



前倒し支給は必ず申請しなければなりませんか？
給付金を年額一括でもらえないですか？

【回答】

前倒し支給は、希望する方のみです。前倒し支給を申請しなくても、令和4年7月頃に通常の給付金(年額一括給付)の申請をしていただき要件を満たしていることが認定されれば、年額が一括支給されます。



同じ家庭内に高校生等の新生が2人以上おられる場合は、それぞれ申請できます。
他府県にお住まいの方は、在学する高等学校、またはお住まいの都道府県へご確認ください。

